

アクションプランに基づく、東京都北区と東京労働局及び王子公共職業安定所
一体的実施（「北区就労支援コーナー」（仮称））に向けた提案

平成27年11月2日
東京都北区

1. 提案の趣旨

北区役所内に、生活保護受給者等生活に困窮する者を対象とした王子公共職業安定所（以下「ハローワーク王子」という。）の常設窓口を設置し、就労支援ナビゲーターによる就労支援を実施する。これにより、ハローワーク王子と北区の生活保護等の相談窓口が一体となって就労支援体制が確保でき、経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施することが可能となる。

2. 提案理由

北区とハローワーク王子は、巡回相談員の派遣等、生活保護受給者等の就労自立に向けてさまざまな連携を図っている。さらに平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に伴い、今後は生活困窮者に対してよりきめ細やかな就労支援を実施することが求められている。

そうした状況の中、東京労働局及びハローワーク王子（以下「国」という）からアクションプランに基づいた一体的実施を北区役所内で行いたいとの打診があった。本区としても、区役所内にハローワークの常設窓口を設置し職業相談・職業紹介を行うことは、生活困窮からの脱却に向け、より速やかで実効性の高い支援ができると考えることから、アクションプランに基づく一体的実施を提案するものである。

3. 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている者とする。また、これらの相談・申請段階にある者も含む。

(2) 設置場所

北区役所第二庁舎4階（現生活福祉課会議スペース）

(3) 実施方針

北区と国による運営協議会を設置するとともに、業務内容、実施体制、連携

方法等、一体的な運営を行う。国は、窓口設置に必要な職員を配置の上、情報提供端末等を準備して、下記(5)の業務を実施する。北区は、本窓口設置にかかる必要な工事または備品等の準備を行うとともに、事業開始後は、国による就労支援が必要な対象者を相談窓口へ誘導する。

(4) 相談窓口名称

「北区就労支援コーナー」(仮称)

(5) 主な業務内容

- ①就労支援ナビゲーターによるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施
- ②就職活動課題解決サポート(自己理解の促進、求人情報の探し方、求人票の見方、ジョブ・カード作成支援、面接時の心構え等)
- ③求人情報提供端末設置によるハローワークの求人情報の提供
- ④求職者支援訓練や公共職業訓練の案内

(6) 実施に係る必要経費

①人件費(専門相談員)

- ・就労支援ナビゲーター 2人(支援予定対象者数 1人あたり110名)

②システム経費

- ・ハローワーク王子の求人情報提供端末 1台(専用プリンター付)
- ・ハローワーク王子の職業紹介端末 2台(OCR、専用プリンター付)
- ・求人情報提供端末設置台 1台

③備品等経費

- ・相談机(ワゴン付) 2台
- ・椅子 4台
- ・窓口パーテーション 2台
- ・アコーディオンパーテーション 1台
- ・Fax(コピー機能付き、メンテナンスを含む) 1台
- ・キャビネット 1台
- ・トレイ付掲示ボード 1台
- ・改修工事経費
- ・消耗品

④その他

(6)①及び②、ハローワークシステムにかかる通信回線設置の初期設定費・同通信回線のランニングコスト・同点検及び改修費用は国、端末機器等に関する電源工事、「北区就労支援コーナー」(仮称)の電気料金、電話・F

A X通信費等のランニングコスト、改修工事費については北区がそれぞれ負担の予定

(7) 事業実施のメリット

- ・ 区役所の中で仕事の斡旋が可能となる。
- ・ 北区とハローワーク王子で一体的な就労支援体制をとるため、支援対象者に対する経済的自立を効果的、効率的に支援ができる。
- ・ ハローワーク王子の求人情報提供端末、職業紹介端末を設置することにより、支援対象者にリアルタイムな仕事の斡旋ができ、効果的・効率的な就労支援が可能となる。
- ・ 生活保護の受給に至らない相談者に対して、早期に就労先の紹介をすることで生活困窮状態からの脱却が可能となる。

(8) 実施時期

：平成 27 年度(平成 28 年 2 月開設予定)